

国際会計基準2007年問題 の実務対応

<1>

新日本監査法人 金融部 公認会計士 橋上 徹

は/じ/め/に

「EU上場日系企業2007年問題研究」として本誌2005年1月31日号から3回にわたり筆者は連載した。この連載の目的は、①マスコミ等で報道されている「2007年問題」の意義、②国際会計基準の採用がどのようなEUの立法過程を経て行われていくのか、③どのように透明性等を確保するためにEUで証券規制・会計基準といったインフラ整備が行われてきたか、の理解を通じて、日系企業のとるべき対応策・課題について考える契機を与えるものであった。

今後の連載では、実務レベルでの対応が具体的にはかれるように、EUの証券規制・国際会計基準について解説を行いたい。この解説を通じて、各社の日本基準での財務諸表を国際会計基準で作成した際のインパクト、及び具体的にEU市場で有価証券を上場させる際のルール等について最終的に理解を図ることを目的とする。なお、外国企業の日本の証券市場への参入促進のための日本における法整備についても検討する。

第1章 ボードレス時代の証券規制—イン・バウンドとアウト・バウンド—

米国・カナダ・日本等の企業の資金調達の問題(「2007年問題」)は、EU域内企業からみれば、EU域内証券市場に対して「イン・バウンド」、米国・カナダ・日本等の企業から見れば、EU域内市場に対して「アウト・バウンド」の問題で

ある。一方、日本の証券市場における資金調達の問題は、EU域内・米国・カナダ企業等から見れば、日本の証券市場に対して「アウト・バウンド」、日本企業から見れば「イン・バウンド」である。この関係をまとめると以下のとおり。

	EU域内証券市場	日本市場
EU域内企業	命令 (Mandate) 指令 (Directive), EU域内各国の証券法・証券取引所法・商法・税法等による規制 (Area 1)	アウト・バウンド/イン・バウンド (日本企業から見た場合) (証券取引法, 証券取引所上場規則, 商法第6章, 税法等による規制, 及び【国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について (論点整理)】—企業会計審議会) (Area 3)
日本企業	アウト・バウンド/イン・バウンド (EU域内企業から見た場合) (目論見書指令, 透明性指令, 市場濫用指令【2007年問題】) (Area 2)	証券取引法, 証券取引所上場規則, 商法, 税法等による規制 (Area 4)

なお、イン・バウンド/アウト・バウンドの問題は、各国の証券法や証券取引所法のみならず、商法や税法の影響を受けるものである。会計基準の問題は中心論点であるが、それだけで

企業の行動が左右されるものではない。

(今後の説明の便宜上、〈Area 1〉〈Area 2〉〈Area 3〉〈Area 4〉に区分を行った。)

第2章 「2007年問題」〈Area 2〉

第1節 EU域内証券市場における外国会計基準、所謂第3国基準のIFRSsとの同等性の評価

外国会計基準、いわゆる第3国基準のIFRSsとの同等性の評価については、ヨーロッパ証券委員会 (ESCR) という機関がありここで技術的な研究が行われることとされている。英国の金融庁FSAやフランスの金融市場等、加盟国の証券規制当局で構成されている機関である。

2004年6月1日に開催されたヨーロッパ証券委員会 (ESC) [加盟各国の財務省等で構成されている] で、欧州委員会からCESRへの検討指示、draft Mandateについて議論された。この内容は、CESRで今後1年程度かけて、第3国基準の同等性について評価する。

その中で日本基準と米国基準・カナダ基準、について同時に検討する。EU域内投資家の視点による3国の会計基準の同等性評価の理念は、①理解可能性 (Understandability)、②関連性 (Relevance)、③信頼性 (Reliability)、④比較可能性 (Comparability) である。

第2節 特定の第3国のGAAP及びIAS/IFRSsの間の同等性に関する導入の技術的アドバイスに関する公式命令 (Formal Mandate)

第1款 概論

当該現行指令では2002年2月5日欧州議会で決定に至ったラムファルシー勧告 (Lamfalussy Recommendations)^①実施に関する協定を

考慮している。この協定においては、ECは、透明性の増加を含む、いくつかの重要なポイントに対して自ら関与することになる。この理由から、技術的アドバイスへのこの要請は、一旦、CESRに送付されれば、DG Internal Market's web site上で入手できるようになる。

この命令は、2003/71/EC目論見書指令 (Prospective Directive: 2003年12月31日付施行: 後述)、及び透明性指令 (欧州議会で2004年3月30日に承認され、かつ、2004年5月11日に欧州評議会で承認されている。)を導入するレベル2規則 (Level 2 Regulation [EC/809/2004]^②)の両方の適用に共通する技術的な問題に焦点を当てている。即ち、第3国GAAPに準拠して作成された財務諸表をIAS/IFRSに準拠して作成された財務諸表と同等なものであるかどうかとして認識する点について言及している。(なお、これは、IAS規則の下で支持されている。また将来、当該措置を導入する為の法的根拠は、(a)証券の規制市場への参入の前/証券の公募の前の情報の開示に関してこの条項を導入するEC規則 (EC) No809/2004の35条(5)に関連するDirective 2003/71/EC (Level 1)^③の第7項、(b)透明性指令の19条 (3a) である。)

第2款 公式命令策定までの状況

① 法的状況

(a) Level 1 Directive

2000年3月、リスボン欧州評議会は、金融サ

① 拙稿「EU上場日系企業2007年問題研究〈中〉」『経営財務2005.2.7号』 ② 同左 ③ 同左

橋上 徹 (はしがみ とおる)

1987年公認会計士第2次試験合格。1988年一橋大学卒業。同年、大手監査法人入社後、マネージャーを経て、大手金融機関入社。主計部・調査部を経験。その後、新日本監査法人金融部において監査・リスク管理アドバイス業務に従事。Ernst&Young Amsterdam事務所勤務を経て、新日本監査法人 金融部 に帰任。現在、新日本監査法人パートナー。法学修士 (筑波大学)、情報処理システム監査技術者、米国公認会計士、(株)日本証券アナリスト協会検定会員、宅地建物取引主任者、金融庁保険第3分野の責任準備金・事後検証等に関する検討チーム委員 (現)、企業会計基準委員会 国際対応専門委員会 保険WG委員 (現)、日本公認会計士協会 会計制度委員会 IASB 専門委員会 委員 (現)、日本公認会計士協会 業種別対応委員会 生命保険業研究部会 幹事 (元)。
 「ヘッジ会計と残された実務課題」(『経営財務』税務研究会)、「『保険契約』に係るIFRS公開草案のポイントと課題」(『経理情報』中央経済社)、「新しい保険会計フレームワーク策定とその影響」(『経理情報』中央経済社) など著作・講演多数。

サービスの内部市場の完成を促進する為に、金融サービスアクションプランが2005年までに導入されるようにタイトなタイムテーブルを設定する為の措置が講じられるべきであるとした。この目的達成の為、目論見書指令及び透明性指令の両方が、4レベルのアプローチ (同等性評価の重要原則、導入措置、協議及び施行) に従ったものとなっている。なお、これらは2001年3月のストックホルム欧州評議会及び2002年の欧州議会で承認されている。

ECは、草案導入措置の作成につき、CESRを独立したアドバイザリーグループとして援助されることになっている。目論見書指令においては、Level 1 (Directive 2003/71/EC) が2003年12月31日 (公式機関紙に公表された日) に施行された。これは、(Level 2 措置と同様)

2005年7月1日から適用される予定である。

透明性指令においては、Level 1 - Directiveは、2004年3月30日に完全に承認された。ECOFIN評議会^④は2004年5月11日に欧州会議で投票された当該原案を承認した。

金融サービスアクションプラン (FSAP) の下で承認された新たなEUの立法は、ECにコミットロジーフレームワークの下での同等性の評価を行い、一定の第3国GAAPがIAS/IFRSに同等である点に関する必要な意思決定を行う為の仕組みを設定することを要求している。そしてこれは、IAS規則の下で支持されている。目論見書指令の35条の下では、ECはコミットロジーフレームワークに従って、2007年1月以前に決定すべきとされる。そのような決定がない場合、EU域内の証券市場で証券の発行を希望する第三国の発行者は、規則1606/2002に従って、IASの下での財務諸表を再作成する必要がある。移行協定は上記の日付において満了するのである。

2004年4月19日の会議において、欧州証券委員会 (ESC)^⑤は、ECを目論見書指令及び透明性指令の両方をカバーする単一の決定を採用すること、及びそのような決定の前に技術的なアドバイスを受ける為に単一かつ特別な命令をCESRに授けることを考慮すべく導入したのである。

(b) 同等性評価の仕組み

ECは、同等性に関する決定を行うことを要求するばかりでなく、第3国の一般に公正妥当と認められた会計基準 (GAAP) (Level 2 目論見書指令の35条(5); 将来の透明性指令) のそうした同等性評価の仕組みを設定することを要求している。この目的の為、ECは、ESCとの全面合意において、以下のような手法を適用しよう

としている。

一現存のコミットロジーフレームワーク (目論見書指令の24条、将来の透明性指令の23条) の下での調整委員会としてECを助ける。
 一ラムファルシー報告により推奨され、2001年におけるストックホルムヨーロッパ評議会及び2002年2月における欧州会議により支持された取り決めに従って、CESRはEUレベルで採用されるIAS (IFRS) と第3国GAAPと

の間の同等性の評価に技術的なアドバイスを与えることとする。

(c) Level 2 におけるCESRの技術的アドバイスのデッドライン: 2005年6月
 同等性評価のデッド・ラインは、2005年6月であるが、この命令は、CESRは技術的アドバイスの準備をする為に十分な準備をする為の時間が必要である点を考慮している。

デッドライン	アクション
2005年6月	CESRの技術的アドバイス
2005年7月	可能性のあるレベル2の立法及びコメントの要求に関するECの最初のワーキング文書の発行
2005年7月	7月1日: レベル1及び2の目論見書に関するルールがEUにおいて適用になる。
9月	ESCに送付されるレベル2の公式なECの提案が行われ、インターネット上で公表される。
2005年12月	レベル2の提案に関する欧州証券委員会 (ESC) において投票。
2005年12月	ECによるレベル2措置の公式採択。
2006年11月(?)	失効する透明性指令 (レベル1) の移行期間
2007年1月	1月1日に失効する目論見書指令 (レベル2) の35条(4)の下での移行の合意

⑤ EU加盟各国政府の官吏は、1987年から制度化された「コミットロジーフレームワーク」と呼ばれる委員会システムによって、欧州委員会による政策の執行過程をチェックする。これらの制度を通して、スーパーナショナルな機関とナショナルな機関との交渉や駆け引きが展開される

改訂六版 会社の設立から解散までを、詳しく解説した好評書の最新版!!

会社法務と税務

設立、増資・減資、合併、組織変更、解散、分割、株式交換、株式移転、企業組織再編等の会社実務

中野 百々造 著 A5判・1,024頁 定価6,615円(税込)

〇〇〇 **本書の特色** 〇〇〇

本書は、株式会社の設立から増資・減資、合併、組織変更、株式の消却、解散、清算結了に至るまで、「会社の一生」に生ずる問題について、法務・登記等を項目に別けて、申告書の記載例、関係条文、判例等を織り込み詳しく解説しております。

本版では、新株予約権や会社分割などについて大幅な加筆を行っており、類書を見ない実務書となっております。

〇税務研究会出版局刊〇

④ 拙稿「EU上場日系企業2007年問題研究〈中〉」『経営財務2005.2.7号』 ⑤ 同左